

昭和五十一年四月一日提出
質問 第四号

神鋼機器、米村鉄工及び鳥取電機などの鳥取県下における労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年四月一日

提出者 野坂浩賢

衆議院議長 前尾繁三郎殿

神鋼機器、米村鉄工及び鳥取電機などの鳥取県下における労使紛争に関する質問主

意書

鳥取県下における神鋼機器工業株式会社（鳥取県倉吉市海田東町一一二番地、以下神鋼機器という）、株式会社米村鉄工所（鳥取県米子市夜見町二七一六番地、以下米村鉄工という）及び鳥取電機製造株式会社（鳥取市天神町三一一番地、以下鳥取電機という）の労使紛争は今や大問題となっている。そこで労使紛争の原因、経過などについて次の事項を質問する。

一 神鋼機器、米村鉄工、鳥取電機で倒産、分裂、大量解雇、基準法違反、不当労働行為などで、労使の紛争が続いているが、その原因、経過並びに現状について明らかにされたい。

二 神鋼機器では会社と労働組合（全国金属労働組合鳥取地方本部神鋼機器支部、以下神鋼機器支部という）で締結されている労働協約に違反して、四百名からの希望退職の募集を行い、神

鋼機器支部より裁判所に仮処分申請、労働委員会に不当労働行為の申し立て、労働基準監督署に労働基準法第一〇四条に基づいて申告が出されたと聞いているが、その件数と内容と進行状況、処理状況を明らかにされたい。併せて、鋼機器は株式会社神戸製鋼所（神戸市葺合区脇浜町一ノ三ノ一八、以下神戸製鋼という）に実質的に支配されていると聞いている。とくに神戸製鋼内に鋼機器の神戸事務所があり、主製品であるガスボンベの欠陥品の回収について、神戸製鋼が責任を負ったというが、その事実について通産省の見解を求めると同時に、鋼機器と神戸製鋼との関係について明らかにされたい。

三 米村鉄工では、昭和四十九年五月ごろ倒産、全員解雇の通告を労働組合が受けて以来、米村鉄工の会社と労働組合（全国金属労働組合鳥取地方本部米村鉄工支部、以下米村鉄工支部という）との紛争が続いているが、その間、米村鉄工支部は東京都地方労働委員会、鳥取県地方労働委員会に不当労働行為救済申し立てを行い、労働基準監督署に労働基準法違反の申告がなさ

れていると聞いているが、その件数、内容並びに進行状況、処理状況を明らかにされたい。

四 米村鉄工支部と全国金属労働組合は、米村鉄工を事実上支配している星光産業株式会社（鳥取県米子市富益町八八番地の一、以下星光産業という）を不当労働行為救済申し立ての当事者として申し立てているというが、米村鉄工と星光産業との関係について明らかにされたい。併せて、米村鉄工の紛争について、鳥取銀行が紛争解決について、米村鉄工支部と協議すると約束したと聞いているが、その後、はたして協議が行われているのか。もし行われているなら、その進行状況を明らかにされたい。

五 鳥取電機でも、会社の人員整理提案と並行して、不当労働行為が行われ、労働組合が分裂したと聞いているが、どのような不当労働行為が行われたか明らかにされたい。

六 鳥取県下では、日本フェライト株式会社鳥取工場（鳥取市岩倉一〇二）、大輪工業株式会社（鳥取県米子市和田町一四六八）などで、すでに大量解雇が行われた事実からみて、雇用問題は

極めて深刻になっている。

神鋼機器、米村鉄工、鳥取電機の紛争は、いずれも雇用問題から起こっている事実からみて、通産省並びに労働省は、経営者へのいかなる指導並びに解決案があるのか明らかにされた
い。

右質問する。